

Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための支援
施策と展開（修正案）

	現状と課題	施策を展開する方向性	具体的な取組（現行行動計画の記載を基に作成。下線及び赤字部分訂正箇所）
1 早期対応	<p>(1) 様々な困難を抱える青少年は、学校や家庭等において、孤立している場合があるため、青少年が孤立の状態のまま放置されることなく、安心して過ごすことができる場所と、そのような場所で音楽、スポーツ、レクリエーション等を通じた、他の青少年との仲間づくりや、大人との多様な交流等を通して得られる豊かな人間関係が必要である。</p> <p>また、子どもの貧困については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年度に策定されるなど、喫緊の課題であり、<u>貧困によって阻害される心身の成長も視野に入れながら、居場所づくりの強化をはじめ、学校・地域・関係機関との情報共有等の連携による幅広い支援が必要である。</u>青少年は、どのような家や環境に生まれ育ったとしても、成長を見守る大人がいて、様々なつなぎを持てる可能性を有しており、それゆえ絶望せず、生きていく希望があるということを示していく必要がある。</p> <p>(2) 中学の不登校経験者や、進路未決定のまま高校を中退した者は、ニート状態に陥りやすく、年齢を重ねても抜け出しにくいという実態がある。内閣府の「高等学校中途退学者の意識に関する調査」（平成22年度）では、支援へのニーズは高いものの、社会サービスの認知度が低い実態が明らかとなっているため、早期から情報提供等の対応を行うことが重要である。</p>	<p>青少年が自分自身の思いを大切にしながら、出会いや交流の機会を持ち、新たな活動に踏み出すことができるような居場所づくりの一層の展開を図る。</p> <p>子どもの貧困対策の一環としては、<u>居場所づくりの強化にとどまらず、これまで取り組んでいる中学3年生学習支援事業（生活保護世帯で進学を目指す中学生を対象としたボランティアによる支援）の拡充や食生活に関する取組をはじめ、学校・地域・関係機関との連携によって、生まれ育った環境に左右されることなく、成長していくことができるよう幅広い支援を行う。</u></p> <p>対象を生活保護世帯の中学生に限定せず、相談のあった中学生に対する支援への拡充を検討。食事等の生活習慣の見直し支援も検討。また、ボランティア等の支援者の研修を充実。</p> <p>中学及び高校等と連携したうえで、<u>在学中の生徒本人及び家族等に対して、ひきこもりや不登校をはじめとした、社会生活での生きづらさを感じた際の相談窓口の情報を提供することにより、早期支援につなげる。</u></p> <p>また、<u>進路が決まらないまま高校を中退する若者等がニートやひきこもりなどに至る状況を未然に防止するため、高校との連携を強化し、若者の職業的自立への支援を行う。</u></p> <p>高校中退者等がニート状態になることの未然防止を目的として、平成26年度までは、国のサポステ・学校連携推進事業を活用し、工業系及び定時制の市立高校にキャリアコンサルタントの定期派遣を実施してきた。平成27年度からは、国のサポステ・学校連携推進事業が廃止となったが、一方で、進路が決まらないまま高校を中退する若者がニートやフリーターなどに至る状況を未然に防止するためには、生徒の状況を的確に把握している高校と若者の職業的自立を支援する若者サポートステーションとの連携の下、切れ目のない支援を実施することが重要であることから、これまでの4校のみの定期的な派遣ではなく、高校からの随時相談に幅広く対応できる相談体制に替えることにより、高校との信頼関係を構築したうえで、より多くの高校からの相談に対応するとともに高校との連携の強化につなげる。</p>	<p>青少年施設の居場所機能の強化</p> <p>〈主な事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動センターにおける中学学習会の充実 ・青少年活動センターにおける食生活に関する取組の推進 ・青少年活動センターにおける心の「居場所」づくり事業 ・児童館における居場所づくり及び中高生ボランティア等の主体的な活動支援 ・中高生と赤ちゃんの交流事業 <p>学校と連携した早期の情報提供と高校との連携強化</p> <p>〈主な事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路未決定状態での中学卒業生等の相談窓口への誘導と支援 ・子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布 ・高校連携専用窓口の設置
2 解決支援	<p>(1) <u>青少年が抱える様々な困難の未然防止のためには、家庭における適切な愛情やコミュニケーションによる良好な関係性を基に、学校、職域、地域等の各々がすべての子ども・若者の健やかな成長を支援することが重要である。</u></p> <p>本市では、平成22年10月から、子ども・若者総合相談窓口を開設し、幅広い相談に対応し、必要に応じて適切な支援機関へ丁寧に引き継ぐとともに、<u>ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者のうち、単一の機関や既存のネットワークによる支援だけでは対応が困難な方に対しては、子ども・若者支援地域協議会による支援を実施している。</u>その中で、ひきこもりの方が総合相談窓口で相談されるまでの期間については、数年以上経過していることもまれではなく、ひきこもり期間の長期化や、家族等から相談があった場合にひきこもり当事者との面接に至るまでの期間の長期化等が課題となっている。</p> <p>また、国の状況としては、ひきこもりは、全国で70万人とも推計されており、全国の若年無業者（いわゆるニート）は、平成26年に56万人と減少したものの依然として大きな課題である。</p> <p>平成26年度に国の「子ども・若者育成支援推進大綱」の総点検が実施され、義務教育終了後の不登校生徒は、その後のフォローアップが難しく、長期的な展望に</p>	<p>子ども・若者支援地域協議会での重点取組対象を、引き続き、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 進路未決定状態での中学校卒業生及び高校中退者 ② ひきこもり状態で社会から孤立している若者 ③ 不登校など機関連携による総合的支援が必要な子ども・若者 <p>として、地域協議会の構成機関及びNPO及びボランティア団体等の民間支援団体が一体となり、子ども・若者のライフサイクルを踏まえた「縦のネットワーク」と、縦割りの弊害を超える「横のネットワーク」を組み合わせ、早期支援の推進を図るとともに、長期的な展望に基づく実行性ある連携を行うことが必要である。</p> <p>特に、ひきこもりについては、ひきこもり期間の長期化や当事者との面接に至るまでの期間の長期化等に対処するため、<u>子ども・若者支援地域協議会において、ひきこもりに特化して検討を行うことにより、現場レベルでの対応策や、NPO及びボランティア団体等の支援機関の連携を促進する。</u></p> <p>加えて、ひきこもり経験者等が当事者に関わることで、ひきこもり本人の心情把握や支援機関への誘導等の社会的自立へ向けた支援につなげる。</p> <p>また、<u>中学及び高校等と連携したうえで、在学中の生徒本人及び家族等に対して、ひきこもりや不登校をはじめとした、社会生活での生きづらさを感じた際の相談窓口の情報を提供することによ</u></p>	<p>子ども・若者支援地域協議会の枠組みによる支援の重点取組</p> <p>〈主な事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援地域協議会における取組の推進（課題別検討部会・ひきこもり支援専門委員会の設置） ・〔再掲〕進路未決定状態での中学卒業生等の相談窓口への誘導と支援 ・〔再掲〕子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布 ・〔再掲〕高校連携専用窓口の設置 ・ひきこもり地域支援センターの設置

<p>基づく支援が難しいことや、ニートの若者の多くが過去にいじめ被害の経験を持っていること等から、いじめの被害は学齢期にとどまらないことが指摘されている。</p>	<p><u>り、早期支援につなげる。</u> <u>加えて、進路が決まらないまま高校を中退する若者等がニートやひきこもりなどに至る状況を未然に防止するため、高校との連携を強化し、若者の職業的自立への支援を行う。</u> <u>さらに、子ども・若者支援室と京都市こころの健康増進センターを一体的に「京都市ひきこもり地域支援センター」として位置付けることにより、ひきこもり期間や支援期間が長期化した場合であっても、年齢にかかわらずに支援していく。</u></p>	
<p>(2) 子ども・若者総合支援の仕組みは、これまでの単一の機関や既存のネットワークによる支援だけでは対応が困難な子ども・若者に対して、各支援機関が連携し総合的かつ継続的な支援を実施するものである。一方で、行政機関の支援だけでは限界がある中で、民間団体であるNPOやボランティア団体等の活動は、それぞれの団体の特色を踏まえた創造的かつ柔軟で個性的なものであり、子ども・若者支援の地域の社会資源として重要である</p> <p>公的機関と、民間団体のそれぞれの特徴を生かし、様々な困難を抱える青少年のニーズにあった支援を行っていくことが求められている。</p>	<p>NPO及びボランティア団体等の民間団体が実施する様々な困難を有する青少年に対する支援事業を助成することで、京都市地域全体の支援環境の充実を図る。</p>	<p>子ども・若者育成支援を行う民間団体との連携強化</p> <p>〈主な事業〉 ・NPO等の民間団体との連携強化 ・NPO等の民間支援団体の子ども・若者支援促進事業</p>
<p>2 解決支援</p> <p>(3) 様々な困難を抱える青少年やその家族は、地域社会との関係が希薄となり支援機関等の情報が届きにくい場合がある。支援ニーズのある青少年やその家族が適切な支援機関につながるができるよう、様々な機会をとらえて、子ども・若者総合相談窓口や支援機関の情報を発信し続けることが重要である。</p>	<p>情報提供の対象を</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 様々な困難を抱える青少年やその家族（現状の課題に対処するため） ② 中学生・高校生（将来の躰きに対処するため）・大学生 ③ 青少年に関わらず支援するために家庭訪問をする職種（潜在化した支援ニーズを見だし、相談に誘導するため） <p>として、関係機関の協力により、<u>ニートやひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者が、相談窓口につながるよう、これまでと同様に子ども・若者総合支援の取組について周知するとともに、中学及び高校等と連携したうえで、在学中の生徒本人及び家族等に対して、ひきこもりや不登校をはじめとした、社会生活での生きづらさを感じた際の相談窓口の情報を提供することにより、早期支援につなげる。</u></p> <p><u>また、進路が決まらないまま高校を中退する若者等がニートやひきこもりなどに至る状況を未然に防止するため、高校との連携を強化し、若者の職業的自立への支援を行う。</u></p> <p><u>加えて、大学在学中における早期支援を目的として、大学機関への周知についても積極的に実施していく。</u></p> <p><u>さらに、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口に通らないような潜在化した対象者に対しては、地域で活動して相談支援を行うとともに、家庭訪問を行う職種等への周知を拡大することにより、本人や家族からでは相談窓口に通らない場合でも、本人や家族等を取り巻く地域社会から相談窓口につながることを目指す。</u></p>	<p>子ども・若者総合支援の周知拡大</p> <p>〈主な事業〉 ・関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大 ・子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進 ・支援機関情報冊子「サポートブック」の配布 ・〔再掲〕子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布</p>
<p>(4) 様々な困難を抱える青少年やその家族の中には、心理的な葛藤など様々なハードルをようやく乗り越えて相談に来ることができたという方が少なくない。</p> <p>支援機関における支援者は、このような支援対象者やその家族の特性を理解し、適切なアセスメントに基づいた支援計画を作成し、他の支援機関とも連携しつつ、個別性の高い支援を行っている。</p> <p>支援者には、困難を抱える青少年やその家族の様々な状況を理解するスキルやそれに対応して支援する能力が必要であることから、常に支援者の資質向上を目指していくことが重要である。</p>	<p>支援者とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子ども・若者総合相談に従事する職員と、支援コーディネーター（実務的、即応的な研修等による資質向上等が必要） ② 子ども・若者育成支援推進法施行以前から、困難を抱える子ども・若者それぞれの専門分野で支援していた公的機関やNPOを含む地域の支援機関（子ども・若者総合支援についての理解を深め、相互の顔の見える連携促進のための研修等による資質向上が必要） <p>として、支援者に求められる資質の向上に効果的な研修等の充実を図る。</p>	<p>適切な支援を行うための支援者の資質向上</p> <p>〈主な事業〉 ・〔再掲〕子ども・若者支援地域協議会における取組の推進（課題別検討部会の設置） ・子ども・若者総合支援事業研修 ・スーパーバイズの実施</p>

